

社会福祉法人越前自立支援協会役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 越前自立支援協会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 役員等が、法人の業務に従事した場合、報酬を支給する。ただし、役員等が法人職員である場合、および役員等が報酬の受領を辞退した場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、半日額4,000円、一日額8,000円とする。

3 法人職員でない理事および監事に対して、各年度の総額が900,000円を超えない範囲で、前項の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(副理事長及び常務理事)

第3条 理事長は、副理事長および常務理事を選任することができる。

(理事の選任要件等)

第4条 理事は、社会福祉事業の経営に関する識見を有する者、当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者、施設の管理者、職員を代表する者を選任し、監事は社会福祉事業について識見を有する者、および財務管理について識見を有する者を選任し、評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者を選任する。

2 理事長、副理事長および常務理事の法人職員としての定年は、満75歳とし、当該年齢に達した日の属する年度の末日をもって退職とする。

(支 給 日)

第5条 役員等の報酬は、年度末に一括して支払う。

(費用弁償)

第6条 役員等が、法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当 1日につき2,600円

宿泊料 1泊につき13,100円

(改 正)

第7条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。